

令和4年12月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和4年12月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和4年12月28日（水）午後1時30分から午後4時00分

2 場 所 大会議室

3 出席農業委員 24人

1番	小林 康基	2番	中條 幸雄
3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
5番	中川 敦	6番	久保 節夫
7番	太田 辰男	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	矢嶋 壽司
11番	窪田 英明	12番	塩原 秀俊
13番	田中 悦郎	14番	細江 弘光
15番	塩原 俊昭	16番	河野 徹
17番	濱 博	18番	齋藤 勝幸
19番	橋本 実嗣	20番	倉科 孝明
23番	二村 喜子	24番	上條信太郎
25番	林 昌美	26番	瀧澤 和子

4 欠席農業委員 2人

21番	塩原 至	22番	三村 晴夫
-----	------	-----	-------

5 出席推進委員 7人

推1番	西村 博	推2番	中野 千尋
推3番	大澤 好市	推5番	松田 和久
推11番	田中 孝人	推17番	中澤 一海
推18番	奈良澤 治		

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第178号～第182号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……（議案第183号～第191号）
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第192号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第193号～第199号）
- オ 農地法第5条の規定による許可の取消申出に関する意見の件…（議案第200号）
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件……………（議案第201号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 公共事業の施行に伴う届出の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件
- カ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

- (3) 協議事項
納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

- ア タブレット端末の委員への配備について
イ 令和4年度第2回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について

(2) 報告事項

- ア 令和4年度第3回松本市における農業経営改善計画の審査結果について
イ 令和4年度第3回青年等就農計画の審査結果について
ウ 令和4年度全国農業新聞普及推進の取組結果について
エ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局 長	青木 美伸
		//	局長補佐	板花 賢治
		//	局長補佐	川村 昌寛
		//	主 任	藤井 勇太
		//	主 事	加藤 悠希
		//	事 務 員	田中 瑞恵
		農 政 課	係 長	上條 信之
		//	主 査	赤羽 浩行
		//	主 事	小原 悟
		//	主 事	田村 孝平

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 田中会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 9番 丸山 茂実 委員

10番 矢嶋 壽司 委員

〔書記〕板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿いまして、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第178号、今日、三村委員欠席でありますので、179号農用地利用集積計画の決定の件についても併せて上程いたします。

議 長

ご苦労さまでした。
それでは、議案の説明をお願いいたしますが、前段で申し上げたとおり、
178号、179号一括して説明をお願いいたします。
上條係長。

上條（農政課）係長 それでは、説明させていただきます。

議案第178号と議案第179号を一括して説明をさせていただきます。
着座にて失礼します。
それでは、差し替えのほうの別冊議案の1ページから24ページまでが178号になっております。
まず、1ページの5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件ということでございます。
合計欄が24ページにございますので、そちらをご覧くださいと存じます。
24ページの合計欄でございますが、下のほう、一般分としまして、筆数が83筆、貸付け45人、借入れ37人、面積が13万3,132.33平米。
次に、経営移譲につきまして、筆数16筆、貸付け3人、借入れ3人、面積2万1,490.79平米。
次に、利用権移転でございます。筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,232平米。
次に、所有権の移転、筆数3筆、貸付け2人、借入れ2人、面積2,006平米。
次に、第18条2項6号関係、筆数2筆、貸付け2人、借入れ2人、面積829平米。
次に、農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数267筆、貸付け159人、借入れ1人、面積41万5,788.91平米。
次に、農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数247筆、貸付け1人、借入れ66人、面積39万3,309.91平米。
総合計になりますが、筆数620筆、貸付け213人、借入れ112人、面積96万7,788.95平米でございます。
そのうち認定農業者への集積でございますが、一番下、266筆、面積が42万1,888.91平米、割合が79.83％となっております。
次に、25ページ、議案第179号でございます。農用地利用集積計画決定の件で、利用権設定関係、一般分でございます。
筆数が3筆、面積が6,516平米、貸付けが3人、借入れ1人となっております。
そのうち認定農業者への集積が3筆、同じく4,516平米で、割合は100％となっております。
次に、利用権移転関係でございます。
筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積が2,000平米ちょうどとな

議 長 田中事務員。

田中事務員 今、〇〇〇〇〇〇〇〇さんの定款にあります事業の目的を読み上げます。
まず1つ目が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための障害福祉サービス、2点目が農作物の生産、開発及び販売、3点目が農作業の請負、4点目が食品の加工及び販売、5点目が飲食店の経営、6点目、人材の教育及び育成事業、7点目、軽作業の請負等になっておりますけれども、いかがでしょうか。

議 長 じゃ、河野さん。

河野農業委員 今までやっていた事業の延長線上という理解でよろしいですかね、今のお話でいくと。

議 長 田中事務員。

田中事務員 既に安曇野市で農地を借りていらっしゃったようです。出荷先は清流の里の梓川にある直売所でしたので、そちらでやっていらっしゃったようなんですけれども、今回、事業所がそもそも庄内の3丁目にありますので、近くで売りたい・貸したい情報を見て、今回土地を探されて、神田2丁目に借りるという経緯であります。

議 長 いいですか。

河野農業委員 了解しました。

議 長 ほかに。
じゃ、太田さん。

太田農業委員 1ページ目の4番の〇〇〇〇さんが借りる土地なんですけれども、期間が20年という物すごく長いんですけども、こういうこともあるんでしょうかね。

議 長 じゃ、上條係長。

上條（農政課）係長 そうですね、最長期間というようなことで決められている、期間が中間管理ではありませんので、相対契約ということの中で、20年ということもあり得るといふことになります。

議 長 よろしいですか。

太田農業委員 はい。

議長 ほかにご質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 じゃ、ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案番号178、179号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第180号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関する案件になりますので、中條委員には退室をお願いいたします。

(中條農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
上條係長。

上條(農政課)係長 それでは、議案第180号について説明させていただきます。
25ページの一番下をご覧ください。
利用権設定関係で一般分としまして、筆数1筆、貸付人1人、借入人1人、面積281平米。
認定農業者への集積ということで、同じく1筆、281平米、率にして100%になっております。
以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第180号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室している中條委員の入室をお願いいたします。

(中條農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第181号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関する案件になりますので、太田委員には退室をお願いいたします。

(太田農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
上條係長。

上條(農政課)係長 それでは、説明いたします。

議案第181号、ページが26ページをご覧ください。

一括方式機構配分関係といたしまして、筆数19筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2万1,607平米。

そのうち認定農業者への集積につきまして、同様に19筆で、面積が2万1,607平米、割合が100%となっております。

以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見、質問等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第181号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室している太田委員の入室をお願いいたします。

(太田農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第182号 農用地利用集積計画の決定の件について上

程いたしますが、本件も委員に係る案件でありますので、瀆委員には退室をお願いいたします。

(瀆農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
上條係長。

上條(農政課)係長 それでは、説明させていただきます。
ページ数、27ページをご覧ください。
議案第182号 農用地利用集積計画一覧表(一括方式機構配分関係)で
ございます。
筆数にしまして1筆、貸付人1人、借入人1人、面積872平米。
そのうち認定農業者への集積は、同じく1筆、面積872平米、割合は1
00%でございます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から何かありましたら、お願い
いたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第182号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室している瀆委員の入室をお願いいたします。

(瀆農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第183号から191号 農地法第3条の規定による許
可申請許可の件、9件について上程いたします。
事務局から一括説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 農業委員会事務局の藤井です。
説明をさせていただきます。

については、将来的に後継者がいないということでありますので、〇〇さん
に買っていただいて、農地の保全をしていただきたいということでありま
すので、よろしく願いをいたします。

それから、185番でありますけれども、譲り渡す方が〇〇さんというこ
とで、大分県に在住ということで、旧姓は〇〇さんということで、親戚関
係になるということで、大分県ではどうにもなりませんので、贈与という
形で、農地保全を兼ねて譲るということで、現地見てまいりましたけれど
も、〇〇さんの自宅から大体一、二分で、もうその農地へ行ってしまうとい
うことでありますので、特に問題ないということで、承認をお願いした
いと思います。

議 長

ありがとうございました。

186、187、188、ここは今井であります。じゃ、僕のほうからご
説明申し上げますが、日曜日に田中武彦推進委員と2人で現地確認してま
いりました。

186号なんですけれども、やはりここ、穂高の〇〇さんからやっぱりこ
こ、近所のここを〇〇さんがお願いしたいということで、一体利用するた
めということで、承知というか、確認してまいりました。

187なんです、今井の〇〇さんが笹賀の〇〇さんという、何か不自然
な形なんです、この地番の隣が既に笹賀の地域で、笹賀の〇〇さんが手
広く水田をやっていらっしゃるところでありまして、〇〇さんから〇〇さ
んという形になりましたけれども、現状を拡大ということで、やむを得な
いというように判断をいたしました。

188号なんですけれども、やはりこれが烏川の方でありまして、となり
でありますので、一体化、また保全ということで、やむを得ないというよ
うに理解してまいりました。

それでは、189号、小屋でありますので、窪田代理、お願いします。

窪田農業委員

189号であります。今、譲渡人の〇〇さんですけれども、県外在住とい
うことで、耕作できないということで、現状は地元の営農組合が耕作、管
理をしている状況でございます。譲受人の〇〇さんですけれども、地元の
JAに現在勤められておるわけでありまして、将来的にも農業に関
わりたいということで、今回、売買で購入するということでありまして、
よろしく願いしたいと思います。

議 長

ありがとうございました。

それでは、190号、久保委員、お願いします。

久保農業委員

譲るほうが、県外、静岡県にいる〇〇さんでありまして、受けるほうが殿
野入、地元にいる〇〇さんで、〇〇さんは農協の理事をやっておりますし、
また殿野入の町会長をやっていらして、農業に携わっておりますので、農
地保全のため適格だと思いますので、よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。
それでは、191番、奈良澤委員、お願いします。

奈良澤推進委員 波田地区の推進委員の奈良澤です。塩原委員からの資料を報告します。
この土地は、贈与ということで、ここにあります〇〇さん、〇〇さんは親戚関係です。それで、これ、たまたまですけれども、昨年この土地を、回ったときに、ネギの作付はしてあったんですが、途中放棄されていて、もう2メートル以上のアカザとかいろいろ草になっていまして、今年は〇〇さんが作付始めまして、米を作っておられまして、何も問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
それでは、全体を通して質問、意見がありましたら、推進委員の皆様も含めまして出していただきたいと思いますので、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見、質問等ございませんかね。
ないようですので、農地法第3条の規定による案件、9件について、一括して集約いたします。
農業委員の皆様には伺いますが、議案第183号から191号について、原案どおり許可することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。
次に、議案第192号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、1件及び関連がありますので、議案第198号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、1件について上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
加藤主事。

加藤主事 農業委員会事務局、加藤です。
では、総会資料3ページをお願いいたします。
着座にて失礼いたします。
別冊の資料で位置図を用意していますので、併せてご覧ください。
では、議案第192号、転用目的は農業用倉庫、農業用通路及び作業所で、やむを得ないものとして追認申請となっております。
また、関連がありますので、議案第198号について説明いたします。転用目的は住宅です。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。
それでは、地元委員の意見をお願いいたします。
倉科委員。

倉科農業委員

まず、192号ですけれども、〇〇〇さん所有の農地、2筆、635平米を農業用倉庫であったり、機械置場、資材、作業場等に利用したいということで転用する案件なんですけれども、場所は上角集落の中の上角集落センターの南側250メートルくらいの従来からの集落の中の一隅になっておりまして、土地の周りの状況は、北側が本人所有の宅地、それから南と東側がやはり本人所有の農地、西側が道路に接道しているという状況です。経過を確認しましたところ、昭和50年に建築をした際、農振除外の手続きは行っていたそうなんですけれども、農地法上の手続きが行われなまま建築が済んでしまっていたということで、今回、後ほどの198号で住宅を建てたいという希望があった中で、事実関係が判明したということでございますので、この違法状態を是正するものとなりますので、本件における転用はやむを得ないものと考えております。また、周辺の状況、農地ですとかそういった部分で、農業に与える影響は、この場所では少ないというように考えましたので、やむを得ないと思います。

それから、続いて198号なんですけれども、こちらは譲受人、〇〇〇〇さん、譲渡人の〇〇さんの娘さんの旦那さんということになりますけれども、〇〇さんのほうで農地の1筆、225平米を使用貸借権を設定して住宅を建築したいということでございます。場所は、192号で説明した場所のすぐ隣接の農地になります。こちらの農地は、南側が道路に接道しておりまして、残りの3方が〇〇〇さん所有の農地、それから192号で説明いたしました4条申請をやられている農業施設用地、それから原野等に囲まれております。この場所は、先ほどと隣接しておりますので、周辺の農業に与える影響は低いというように判断いたしましたので、この件につきましてもやむを得ないものと考えております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。
それでは、現地を見ていただいた太田委員、お願いします。

太田農業委員

今、倉科委員の説明のとおりで、問題ないと思います。
以上です。

議 長

ありがとうございました。
ほかの委員の方で本件について質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですかね。
ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第192号及び198号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定をいたします。
続きまして、議案第193号から199号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、7件のうち、先ほど審査いただきました198号を除く6件について上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
加藤主事。

加藤主事 総会資料4ページをお願いいたします。
議案第193号、転用目的は農家分家住宅です。
議案第194号、転用目的は調剤薬局です。
議案第195号、転用目的は地区集会所です。
議案第196号、転用目的は資材置場・駐車場です。
議案第197号、転用目的は一般住宅です。
議案第198号は先ほどの説明のとおりです。
議案第199号、転用目的は鉄塔工事作業用地で一時転用です。
以上、これらの案件につきまして、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、地元の委員の方からご意見を伺います。
193から195、和田でありますので、塩原俊昭委員、お願いします。

塩原（俊）農業委員 続けて一括でいいですか。

議長 はい、3つお願いします。

塩原（俊）農業委員 はい。

それでは、193号ですけれども、これは農家分家ということで、○○○
○さんの所有の農地を娘さんであります○○○○さん、この方、○○さん
の三女の方になりますけれども、この方に譲るということです。圃場は、
圃場整備された○○○○さん所有の農地3,401平米のうちの300平
米を農家分家として転用するものであります。現地を見てまいりましたけ

れども、地図をご覧いただきたいと思いますが、この白く囲ったところが転用の場所であります。その西側は既に住宅地になっておりまして、住宅地に隣接する農地ということで、現場を見ましたけれども、ほかの農地に影響を及ぼすようなことは全くないと。それから、〇〇〇〇さんの自分の作っておられる農地についても全く問題ないということでありましたので、現地確認をしてきました。

それから、194号ですけれども、これは調剤薬局ということになっていきますけれども、実は中部縦貫道の計画がありまして、その計画に伴いまして、松本和田インターというのが建設されるということで、現在、〇〇〇〇さんの調剤薬局として営業しているところが、そのインターの入り口に隣接するというようなことで、もしインターができた場合には、そこで調剤薬局というような業務はちょっと支障が出るということを見越した中で、この申請のあった土地へ移って、調剤薬局をしていくと、こんなことありまして、開業医と薬局というようなのは一体になっているというようなこともありますし、それから周辺農地を見てきましたけれども、周辺の農地に農作業等に支障を来すことはないなということを確認してまいりました。

それから、195号ですけれども、これは場所は和田の和田神社のすぐ南のところになりますけれども、ここはもう20年来、農地としては使われていないような状態のところですが、地目は土地台帳上は田んぼで、農地ということになっているということでありましたので、今回申請ということです。もともとの地主さんは、1枚めくったところに譲渡人が8名ですか、列記されていますけれども、2代にわたって相続がされておりませんでしたので、非常に権利関係も複雑になっている土地ですけれども、今回、地元町会の公民館を建設したいと。大変、今現在の公民館、非常に古いもんですから、新しく新設をしたいということで話がまとまりまして、今回の申請になったということです。書類等も整っておりますし、それから現地を見ましても、周りは全て宅地に囲まれたところでありまして、ほかの農業に支障を来すようなこともありませんし、何か隣地の了解も全部得られているということですんで、公民館建設ということでお認めをいただきたいと、こういうことです。

議 長

ご苦労さまでした。

それでは、現地を見ていただいた河西委員、この3つお願いします。

河西農業委員

193号、特にこれも問題ないと思います。

194号、調剤薬局、珍しいケースですね。これも問題ないと思います。

195号、公民館、問題ないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

それでは、196号、今井なんですけれども、場所は滑走路の北側、神林、

笹賀の境地区というか、そういうちょっと紛らわしい地区なんですけど、隣には老人施設もありますし、周りに農家を営んでいる方いらっしゃるんですが、とても農業地帯といえるところではないという判断して、やむを得ないというように判断いたしました。

では、現地を見ていただいた河西委員、お願いします。

河西農業委員 事前に地元同意も取れているとのことで、問題ないかと思えます。

議 長 それでは、議案197号、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員 今回、譲受人の〇〇〇〇さんが住宅建設のため、譲渡人であり、父でもあります〇〇〇〇さん所有の農地、1筆、285平米を使用貸借権を設定するという案件でございます。場所は下角の集落で、下角の公民館の北側300メートルぐらいの古くからの集落内の一角になります。当該農地、写真を見ていただきますと、ちょっと住宅しか見えないんですけども、南側は〇〇さん所有の宅地でありまして、北と東側が同じく同人所有の農地で、〇〇、写真で言うと手前左側が道路ということで、接道しております。住宅地図を見ていただきますとお分りのとおりだと思いますけれども、集落内道路にもう住宅が連檐化している中の1つということでございますので、周りの農業に与える影響は低いと思われまますので、本件の転用はやむを得ないと考えております。

以上です。

議 長 それでは、河西委員、お願いします。

河西農業委員 住宅地で、農地としての利用価値もそんなに高くないということで、問題ないかと思えます。

議 長 それでは、199号へ行きます。波田でありますので、奈良澤委員、お願いします。

奈良澤推進委員 それでは、報告させていただきます。

この件は、〇〇〇〇さんの送電線鉄塔の移設に伴い、一時転用ということになります。場所は、地図にありますように、ちょっと分かりづらいですが、盛泉寺というお寺がありますけれども、この北側に位置するところがあります。この鉄塔の周辺、以前からの樹木がありまして、南側に山を抱いていまして、そこに木がありまして、それ、以前から安全上の問題があるということで、鉄塔を移動したいということで、それで工事に伴いまして、車乗り入れの鉄板を敷いたり、資材置場、また表土を置いたりということに使用するというので、また工事後は原状回復ということになります。

以上です。

議長 ありがとうございます。
では、河西委員、お願いします。

河西農業委員 工事に伴っての一時転用、必要なことですので、よろしいかと思えます。

議長 ありがとうございます。
それでは、全体を通しまして推進委員の皆様も含めましてご意見、ご質問等ありましたら、お出してください。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、6件について、一括して集約いたします。
農業委員の皆様には伺いますが、議案第193号から197号及び199号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第200号 農地法第5条の規定による許可の取消申出に関する意見の件、1件について上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
加藤主事。

加藤主事 総会資料7ページをお願いいたします。
議案第200号について説明いたします。
過去、農地法第5条第1項の規定による許可を受けた後、同規定による権利の移転は行われていない状態で、申請者の都合により計画が実行できなくなり、許可取消しの申出を受けたものです。
以上です。

議長 それでは、地元の久保委員、お願いします。

久保農業委員 今、加藤さんのおっしゃったとおりで、四賀に来て新規就農をやっていただけということで、非常にいい話で、ウエルカムだったんですが、本人体調を崩してということもありましたので、これはやむを得ないと判断いたします。
以上です。

議長 では、太田委員、お願いします。

太田農業委員 今ご説明のとおりで、問題ないと思います。
以上です。

議長 ありがとうございます。
本件について質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第200号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第201号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、1件について上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 それでは、総会資料の8ページをご覧ください。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、説明をさせていただきます。
議案第201号、水汲にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。
内容については議案書のとおりとなります。
よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、地元の柳澤委員、お願いします。

柳澤農業委員 今月の22日に現場に行ってみてきました。ここの該当する田んぼは、きれいに耕作されていて、きちんと稲が作られていることは分かりましたが、ただ、その周囲にかなり新しい住宅がどんどんできてきたり、あるいは太陽光発電のパネルが設置されたりして、〇〇さん、道がなかなかないので、苦労はされているようですけれども、引き続きお米を作っていきたいというようにおっしゃっておいりました。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方で本件について質問、意見等ありましたら、お出しをお願い

いたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第201号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからカについて一括説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 それでは、報告事項のアからカについて説明をいたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。
合計のみ申し上げます。
総会資料の9ページからご覧ください。
9ページから10ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、9件、続きまして11ページ、公共事業の施行に伴う届出の件、1件、12ページから13ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、14件、14ページをお願いいたします。農地法第4条の規定による届出の件、9件、15ページから17ページ、農地法第5条の規定による届出の件、17件、続きまして18ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、1件。
以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局説明のとおり承知おきをお願いいたします。
続きまして、協議事項に入ります。
事務局から、協議事項、納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件について説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任

それでは、19ページをお願いいたします。

協議事項、納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件について説明をいたします。

こちらについてですが、税務署からの依頼により、納税猶予を受けている農地について、20年目の免除確定をするため、現地調査を行い、その結果を税務署へ報告するものです。

今回は、合計8件、31筆、2万8,227.50平米の調査となりました。担当していただいた委員の皆様、ありがとうございました。

調査に基づく農地の利用状況は、表の右側、利用状況欄に記載のとおりです。全て農地として利用していることが確認できましたので、税務署にはそのように報告したいと考えております。

よろしくをお願いいたします。

議長

ご苦労さまでした。

当該委員の皆様、ご苦労さまでした。

これにつきまして質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、事務局説明のとおり、特例措置を受けている納税猶予農地31筆の利用状況について、松本税務署へ報告させていただきますので、ご承知おきいただくとともに、この間農地の確認をしていただきました委員の皆様、大変お疲れさまでした。

農地に関わる事項が終了いたしましたので、ここで暫時休憩いたします。35分再開いたしますので、お願いいたします。

(休憩)

議長

それでは、総会を再開します。

その他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。

まず、協議事項ア、タブレット端末の委員への配備についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

総会資料の20ページをお願いいたします。

協議事項ということでお願いします。タブレット端末の委員への配備についてということでございます。

着座にて失礼いたします。

まず、要旨でございますが、令和3年度に突然出てきた国の補正予算事業でございましたけれども、結局年度内完了とはならず、4年度に繰り越して行っている事業でございますが、このたび、ちょうど昨日ですけれど

も、タブレット端末が届きました。今、農業委員会室のほうに置いてあります。昨日、動作確認をしまして、全部正常に動くという状況でございます。

ただ、SIMカードがまだ来てませんで、SIMカード、年明け1月上旬になるかと思えますけれども、ですから通信環境がまだ整ってないものですから、まだインターネット等の接続確認まではまだ済んでいないんですけれども、そんな状況です。

調達台数、委員及び事務局用として45台。44台の委員分、それから1台の事務局分という内容です。

基本情報につきましては、ご覧の表のとおりであります。

それから、(2) 附属品ということなんですが、こちらはちょっとまだ調達ができておりませんで、すぐ調達できるかと思っていたら、やはり全国一斉にそういうものが出てきて、なかなか品薄になっているというふうなことで、ちょっと急ぎたいと思っているんですが、間に合うかどうかというふうなところでもあります。

ただ、防水防塵ケースにつきましては、実際現地で農地パトロール等に活用していただくのは、多分季節がよくなってきてからの話だと思いますので、まだこちらのほうは先になります、タブレット表面の液晶保護シートは早めにとっているところです。

(3) アプリケーションソフトであります。既にインストールされた状態になっているものが現地確認アプリということで、利用状況調査なり、農地パトロール、あるいは農地の転用の現地確認等に使っていただけるようなアプリケーションソフト、これはもう組み込まれた状態になっております。

それから、この意向確認アプリ、こちらについては、年度末にやっと開発ができるというふうに聞いておりますけれども、農地の出し手であったり、受け手であったりの意向把握、その意向をタブレットを通して台帳に反映させていくというような内容のアプリ、まだインストールされてない状態、開発もまだ終わってないというところです。

それから、毎月お出しいただいている活動記録簿の関係も、これ、タブレットでやり取りできるようになるというふうなことなんですけれども、これはまだ4月以降になるということで、先日県の農業会議のほうに確認しましたけれども、まだまだちょっと先になりそうだということでございました。

通信契約、ご覧のとおりで、52ギガバイトで1,210円と、月当たりということでございます。スケールメリットがかなり効いているというふうな内容です。

それから、21ページに行きまして、MDM利用契約、ぴんときない感じなんですけれども、そこに書いてあるとおり、一元管理・設定できるようなことであったり、あるいは必要なアプリを一斉にインストール、あるいは業務に不要なアプリのインストール制限をかけたというふうな遠隔機能、そんなような利用契約が年間4,697円。5年度は若干上がる予定

ではありません。

4番、配備にあたっての基本的な考え方ということでございまして、最適化活動を行う推進委員さん、農業委員さんを対象に、43台を貸与していきたいということです。

事務局は2台を管理し、うち1台は必要に応じて中立委員、瀧澤委員さんに総会等で活用していただければなというようなことも考えております。

(3) 貸与を受けた委員は、責任を持って管理していただくということで、不注意というふうな形で紛失あるいは破損等させた場合は、委員負担という形での原状復帰ということを明確にさせていただきたいと思っております。

あるいは、個人情報の取扱い等、端末の使用に当たっては、厳格な禁止事項を設けたいと考えております。

それから、貸与規程につきましては、後ほど見ていただきまして、タブレット端末の引渡しということなんですが、今、農業委員会室に置いてありますけれども、そんなに長く置いておけないもんですから、引渡しをですね、まだ操作方法とか、あるいは先ほどの液晶保護シートだとか、そちらの調達がどうなるかということもあるんですが、取りあえずはちょっと委員さんのほうに引き渡して、管理をお願いしたいと考えております。

それで、1月23、24という形で、4こま、便宜的にこれ、ちょっと設定をさせていただきましたけれども、こちら辺は柔軟に対応ということで、連絡をいただければ、この枠の中で、できれば流動化していただければ。どうしても駄目なら、この枠外でも要望があれば応えていきたいと考えておりますけれども、この時間帯にお越しいただければなというふうに考えております。

今後の予定であります。まずは総会での使用というふうなことも想定しておりますけれども、1月、2月はタブレットも使ってやってみたいと思っておりますけれども、まだ試行段階でございまして、紙資料も併用しながらというふうに考えております。

また、研修会等、ブロックごとに開催して、操作に慣れていただく機会をつくられたらなというふうに考えております。

22ページ以降が貸与規程の案でございまして。

こちらにつきましては、ひな形というほどではなかったんですが、農業委員会の組織から模範的な規程の作り方が来まして、松本市議会のほうでもタブレットを導入していますので、そういった議会の管理規程みたいなものに倣いまして、農業委員会に適合した形で規程案をつくりました。

第1条が目的でございまして。

第2条が定義づけ。

第3条として、タブレット端末機の貸与等としてございまして。会長は、会議及び農業委員会活動に使用するため、委員にタブレット端末機を貸与できるものとする。

2、貸与を受ける委員は貸与端末機借用申請書を会長に提出するものとする。

3、貸与を受けた委員は、貸与端末機を他人に貸し出し、また譲渡してはならない等々でございます。

第4条、貸与端末機の管理等。

第5条が個人情報の取扱いという形で、当然のことをうたっております。

第6条、貸与端末機に係る禁止事項。委員は、貸与端末機にかかる次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸与端末機の改造、部品の交換、機能の変更及び農業委員会事務局において行った初期設定の変更。

(2) 新たなソフトウェアのインストール及び既存ソフトウェアの削除としております。

第7条、会議における禁止事項。

それから、第8条が遵守事項としました。

(1) として、農業委員会活動以外の目的に貸与端末機を使用しないこと。24ページへ行きまして、(4) 個人情報の漏えい、貸与端末機の紛失、その他貸与端末機に係る事故があったときは、速やかにその状況を把握し、会長に報告するとともに、必要な措置を講ずる。

第9条は費用負担であります。貸与端末機は無償で貸与する。ただし、この規程に違反したことにより生じた費用は委員が負担しなければならない。

2として、委員は、貸与端末機の紛失、破損等を発生させた場合は、自己の費用をもってこれを補填し、また修理しなければならないとさせていただきます。

25ページが貸与端末機借用申請、26ページが、機能の変更ということはある想定していませんけれども、このような形で設けてあります。

これで出発させていただいて、また不備等ありましたら、第11条の補足のところに、この規程に定めるもののほか必要な事項又は疑義は、会長が総会に諮って定めるとしておりますので、見直しが必要な場合は、また総会で決めていただければと考えております。

以上でございますが、ご審議いただいて、出発できればと思います。よろしく願いいたします。

議 長

ご苦労さまです。

ただいま説明がありました。

これより質疑を行います。

全員の委員さんで発言のある方は挙手をお願いいたします。

じゃ、河西委員。

河西農業委員

紛失について多少書いてあるんですけども、割と起こり得ることなのかと思ってます。それで、紛失したときに、委員が具体的にどうすればいいのか。例えば、事務局にすぐ連絡するのかとか、警察に遺失物届をすぐ出すのかとか、そういったところをもし決まっていたら教えていただきたいと思っております。

議 長

板花補佐、いい。

ともかく初めてで、ちょっと僕も不安なだけけれども、困ったら事務局へ聞いてみるだろうけれども、板花補佐、今の紛失の件は。

板花局長補佐

すみません、紛失については、すぐに届け出るというような文言が、ちょっと今、すみません、遵守事項、第8条の(4)ですね。個人情報の漏えいや貸与端末機の紛失、その他貸与端末機に係る事故があったときは、速やかにその状況を把握し、会長に報告ということですが、まずは報告。事務局に報告。事務局に報告することイコール会長に報告することとなりますので、お願いいたします。

そして、MDMというお話を先ほどさせていただきました。紛失時遠隔操作でロックをかけたり、位置情報を把握することも可能となっております。どこにあるかというふうなことは、位置情報の把握の中でできる可能性が高いということでございますし、MDM機能の中でカバーできる部分かなりあるかなど。ロックをかければ、中身が見られない状態になりますし、遠隔操作というふうなこともあります。

いずれにしましても、そういう不測の事態発生した際は、私どもも長野県農業会議、あるいは全国農業会議所のほうにすぐ連絡をしまして、どうしたらいいかすぐ指示を仰いで、最善の策を講じていきたいと思っております。まずは速やかな連絡、報告ということをお願いしたいと思います。

河西農業委員

ありがとうございます。

議 長

いいですか。

ともかく、みんな持って不安だと思いますが、規程は規程として、こういうふうに使ってもらうということだと思います。

河野委員。

河野農業委員

21ページのところに端末の引渡しということで、それぞれブロックごとに書いてありますが、この中で、北東部ブロック、中立委員を除くというただし書きがあるんですが、最終的には中立委員も必要になるわけですよね。活動記録簿を作るとか、総会のときの、タブレット端末主体に総会を行うというようなことですので、要は各地区を持っている推進委員、農業委員以外の中立委員も必要なわけですよね。それもこの中に織り込まれているという理解ですか。45台分ということで、数字がちょっと合わないですが。

議 長

板花補佐。

板花局長補佐

中立委員さんの位置づけというのは、非常に悩ましいところではありまして、事務局でもかなり悩みながら検討した経過がございます。

まず、はっきりしなきゃいけないのは、最適化交付金の関係も含めてなんですけど、中立委員さん、「最適化活動を行う推進委員等」という定義に含めておりません、そもそも。中立委員さんは、大所高所から、本来は農業委員会の活動に対して公平性を持って意見を述べていただくというふうなことを期待して、中立委員というのはそもそも置かれているかと思えます。現場活動で最適化活動をやるといような形ではなくて、中立委員含めてやると、結局活動ができなければ、最適化交付金がもらえなくなるというように最初そういう話があったもので、最適化活動を行う推進委員等に中立委員は含めてないというのがまず大前提になって、だけれども、総会等でタブレットを使っていただくことは十分あるものですから、その都度その都度総会のときにタブレットを中立委員にお渡しして見ていただくとか、そこら辺、活動記録簿につきましても、最適化活動を行う推進委員にそもそもなっていないものですから、そんなに現場活動もないものですから、そこら辺は問題ないかなというふうに最終的に判断して、総会ではタブレット端末を中立委員さん、活用していただければという、そういう思いで出発したところでございます。

議長 　　いい。河野さん。

河野農業委員 　　それでは、調達台数45台、1台は事務局ということで、残りの44台の中に中立委員の分も含まれているという理解でよろしいですか、台数。

議長 　　板花補佐。

板花局長補佐 　　国のこの補助事業ですね、正式名、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業という国の補正予算事業でございまして、こちらの要綱要領を見ますと、タブレット自体は、最適化活動を行わない委員であっても、それはタブレットを貸し与えることは可能だというふうになっておりまして、ですので44台という形で、フルに松本市農業委員会には要望したところ、1人1台ついと、こういう経過でございまして。

議長 　　いいですか。

河野農業委員 　　了解しました。

議長 　　じゃ、柳澤委員、お願いします。

柳澤農業委員 　　とにかく使ってみるといことが大事だと思うんですが、これ、23、24日にタブレットを渡されて、1月、2月の総会にこれを試行期間として使うということは、総会のこういう資料というのは、もう既に事務局のほうから何らかの形でタブレットに転送されてくるという理解をしておけばいいんですか。

議 長 板花補佐。

板花局長補佐 正直言って、まだどんな形かというイメージが完璧にはつかめてないんですが、1つ考えられるのは、PDFファイルみたいな形で、全部つなげた状態で、委員に転送するのか、メールか何かで送るのか、あるいは指定のところにアップして、委員にそこにアクセスしてもらうのか、ちょっと分かりませんが、いずれにしても、そのやり取りはメール機能を使うなり、通信環境の中でのやり取りになってくると思います。

議 長 柳澤委員。

柳澤農業委員 分かりました。

議 長 基本的にはあれだよな。1、2月は試行期間で、紙媒体と一緒に並行してやるということですよ、先ほどの説明のとおり。

そういうことですので、何しろ触ってみて使わないと、結果がよく分かりませんので、じゃそんなことで、ほかに何かありますか。

[質問、意見なし]

議 長 それでは、ないようでしたら、貸与規程の内容を含めまして、本件についてご了承いただける全員の方に挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は了承されました。

国の段階でアプリの開発が遅れているようですが、今後タブレット端末が有効に活用できるよう、事務局、委員それぞれの立場でご尽力をよろしくお願いいたします。

それでは、令和4年度第2回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更についての協議に入ります。

農政課から計画変更案の概要などについて説明をお願いいたします。

赤羽さん。

赤羽（農政課）主査 農政課計画担当の赤羽と申します。農業振興地域整備計画の担当をしております。よろしく申し上げます。

協議事項、令和4年度第2回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更についてご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

「令和4年度第2回松本農業振興地域整備計画の変更について」と記載さ

れた資料と「変更申出地位置図」と記載された資料の2種類をもってご説明をいたします。

では、「松本農業振興地域整備計画の変更について」と記載された資料の1ページをご覧ください。

(1) 変更案の概要についてご説明します。

今回は、重要変更が8件です。内訳は、農家分家が5件、その他が3件です。軽微変更は1件です。計9つの案件をご協議いただきます。

次に、資料ページをご覧ください。

(2) 経過は、資料に記載のとおりで、今年11月に申出を受け、各地区農振協議会、現地調査、庁内調整会議が行われ、本日農業委員会でご協議いただくこととなりました。

(3) 今後の予定も資料に記載のとおりです。

今回の案件について、市農振協議会で承認された場合、軽微変更案件については、完了公告と申出者などへの通知がなされます。重要変更については、県の事前協議、県同意などを経て、除外完了公告と申出者などへの通知を予定しております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

1ページ、2ページの今、説明がありました。

これにつきまして何かご意見、ご質問あったら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

特にないようですので、次に進みます。

続いて、変更案の協議に入ります。

最初に、農家分家について説明をお願いいたします。

赤羽主査。

赤羽（農政課）主査 それでは、資料3ページをご覧ください。

(4) 整備計画変更一覧表について、個別案件ごとに左から番号を振ってあります。一番下には別冊の変更申出地位置図のページが記載されてありますので、併せてご参照いただければと思います。

では、個別案件ごとの説明に入ります。

農家分家5件です。

資料は3ページになります。

番号1、神林地区、農家分家です。こちらは国営中信平第二期農業水利事業の受益地に該当します。申出者、〇〇〇〇さんは、現在、夫婦と子供の3人でアパートに住んでおります。今後子供が成長するにつれて住居が手狭になることも見越して、住宅を建てるのがよいと判断しました。申出者所有の土地はなかったため、〇〇さんの父である〇〇〇〇さんの所有地と他者の所有地で選定しましたが、耕作中の農地や所有者との売買交渉が

折り合わない土地があり、最も周辺農地への影響が軽微で、実家にも近い申出地が選定されました。申出地であれば、将来的に本家の農作業サポートが可能です。隣地地権者、耕作者との同意も得ることができましたので、以上により、農家分家として、田、421平米のうち300平米を農振除外し、分筆、転用したいとするものです。なお、将来的には妹の〇〇〇〇さんが本家を継ぐ予定です。

番号2、梓川地区、農家分家です。こちらは国営中信平第二期農業水利事業の受益地に該当します。申出者、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇さんは、現在、夫婦2人で市内の持ち家に住んでおりますが、実家から遠方であるため、今後の親の世話や耕作の手伝いのことを考えると、実家近くに住宅を建てるのがよいと判断しました。現在の居住地以外に申出者所有の土地はなかったため、〇〇さんの父である〇〇〇〇さんの所有地と他者の所有地で選定しましたが、耕作中の農地や所有者との売買交渉が折り合わない土地があり、最も周辺農地への影響が軽微で、実家にも近い申出地が選定されました。申出地であれば、将来的に本家の農作業サポートが可能です。隣地地権者、耕作者との同意も得ることができましたので、以上により、農家分家として、田、805平米のうち299平米を農振除外し、分筆、転用したいとするものです。なお、将来的には〇〇さんの妹夫婦の〇〇〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇〇さんが本家を継ぐ予定です。また、〇〇〇〇さんが現在所有している現在の家屋と土地は、開発許可申請までに売却する予定です。

番号3、梓川地区、農家分家です。こちらは国営中信平第二期農業水利事業の受益地に該当します。申出者、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇さんは、現在、両親と夫婦と子の5人で実家の農家住宅に住んでおります。現在の住宅は老朽化しており、間取りも悪く、生活に支障が出てきたため、今後の親の世話や耕作の手伝いのことを考えると、実家近くに住宅を建てるのがよいと判断しました。現在の居住地以外に申出者所有の土地はなかったため、〇〇さんの父である〇〇〇〇さんの所有地と他者の所有地で選定しましたが、耕作中の農地や所有者との売買交渉が折り合わない土地があり、最も周辺農地への影響が軽微で、実家にも近い申出地が選定されました。申出地であれば、将来的に本家の農作業サポートが可能です。隣地地権者、耕作者との同意も得ることができましたので、以上により、農家分家として、田、1,313平米のうち299.97平米を農振除外し、分筆、転用したいとするものです。なお、将来的には〇〇さんの姉の〇〇〇〇〇〇さんが本家を継ぐ予定です。

番号4、寿地区、農家分家です。申出者、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは、現在、夫婦2人でアパートに住んでおります。今後の親の世話や子供が生まれたときに住居が手狭になることも見越して、実家近くに住宅を建てるのがよいと判断しました。申出者所有の土地はなかったため、〇〇さんの祖父である〇〇〇〇〇〇さんの所有地と他者の所有地で選定しましたが、耕作中の農地や所有者との売買交渉が折り合わない土地があり、最も周辺農地への影響が軽微で、実家にも近い申出地が選定されました。申出地で

あれば、将来的に本家の農作業サポートが可能です。以上により、農家分家として、畑、1,073平米のうち262.11平米を農振除外し、分筆、転用したいとするものです。なお、将来的には〇〇さんの母の〇〇〇〇〇〇さんと弟の〇〇〇〇〇〇さんが本家を継ぐ予定です。

番号5、里山辺地区、農家分家です。申出者、〇〇〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇〇さんは、現在、夫婦と子供の3人で借家に住んでおります。今後の親の世話やご家族に介助が必要な方がいらっしゃるため、住居が手狭になることも見越して、実家近くに住宅を建てるのがよいと判断しました。申出者所有の土地はなかったため、〇〇さんの父である〇〇〇〇〇〇さんの所有地と他者の所有地で選定しましたが、耕作中の農地や所有者との売買交渉が折り合わない土地があり、最も周辺農地への影響が軽微で、実家にも近い申出地が選定されました。この申出地であれば、支障なく実家のサポートを行うことが可能です。隣地地権者、耕作者との同意も得ることができましたので、以上により、農家分家として、田、1,997平米のうち459.36平米を農振除外し、分筆、転用したいとするものです。なお、将来的には〇〇さんの姉の夫の〇〇〇〇〇〇〇〇さんが本家を継ぐ予定です。

以上、農家分家5件の説明を終わります。ご協議をお願いします。

議 長

ご苦労さまでした。

ただいま農家分家5件について説明がありました。

地元の委員の方で補足説明がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

それでは、全体を通して全委員の方に伺いますが、質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、集約いたします。

農業委員の方に伺います。農家分家5件、1,620.44平米については、やむを得ないと集約したいと思いますますが、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、農家分家5件については、やむを得ないと集約いたします。

次に、その他について説明をお願いいたします。

赤羽主査。

議 長 なければ、全ての委員の方にお伺いしますが、この案件について質問、意見等ありましたら、お願いいたします。
柳澤委員。

柳澤農業委員 この7番目の病院の駐車場ということなのですが、地図の冊子の7ページ目に駐車場を設置する場所がアップされているんですけども、病院というのは、ここからどのくらい離れている、どこの場所にあるんですか。

議 長 赤羽主査。

赤羽（農政課）主査 はい。7番の地図の土地の、その東側の通り、1本南北に通っているところがあるんですけども、そこに東西に細長い建物があると思います。そこが医院です。

柳澤農業委員 ああ、通りに面した。

赤羽（農政課）主査 そうです。

柳澤農業委員 そういところですね。

赤羽（農政課）主査 はい。

柳澤農業委員 はい、分かりました。

議 長 ご理解いただけたでしょうか。
ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですかね。
なければ集約いたします。
農業委員の方にお伺いします。
その他3件、2,256.00平米については、やむを得ないと集約したいと思いますが、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、その他3件については、やむを得ないと集約いたします。
次に、軽微変更について説明をお願いいたします。

赤羽主査。

赤羽（農政課）主査 続きまして、軽微変更1件です。

資料7ページをご覧ください。

番号9、今井地区、農業用施設（農業用倉庫・駐車場・通路）です。申出者、〇〇〇〇さんは、1万1,792平米を自耕作しています。今まで農業用として知人の倉庫を借りておりました。近年、収穫量の増加により、肥料や農機具類、車両を保管するスペースが不足し、農作業の支障となっておりました。そのため、自己所有の農場内に農業用倉庫・駐車場を設置することにしました。農場に近い場所に肥料や農機具類を保管することや車両を駐車することで、農作業の効率化が図れます。耕作地を選定したところ、接道及び必要面積が確保できる場所は本申出地のみでありました。以上により、農業用施設（農業用倉庫・駐車場・通路）として、畑、1,455平米のうち709.86平米を軽微変更したいとするものです。

以上、軽微変更1件の説明を終わります。ご協議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。

この〇〇さんは、寿出身の今井で新規就農者であります。今までこういう施設が何にもありませんでしたので、こういうことでお願いするという経過であります。

委員の方にお伺いします。何か質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いします。

河野委員。

河野農業委員

今の〇〇さんが転用する本人ですが、寿北ですよね。今井のこの現在地図を見ると、宅地の間のところですが、今井にこういう農業用の施設を造らなければいけないというのは、ご自分の所有地がみんな、所有農地がみんなこの辺にあるということでしょうかね。

議 長 赤羽主査。

赤羽（農政課）主査 所有地がこの周辺にございまして、その地図のところの一角が所有地であります。合わせて2,000平米程度の所有地がありまして、そこがちょうどよいということでお話を承っております。

以上です。

議 長 いいです。僕のほうからちょっと補足するんですけども、今井へ来て、スイカと長芋かな。それで、寿には生産基盤はありません。それで、所有地がここしかない。それでまた、このところが、その経過からいって適当じゃないかということで、農振で出したという。

河野さん。

河野農業委員 はい、了解しました。

議長 ほかに何か質問、ご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 なければ、軽微変更について、農業委員の方にお伺いします。
軽微変更1件、709.86平米については、了承すると集約したいと思います
ますが、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、軽微変更1件については、了承すると集約いたします。
次に、松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更についてを
議題といたします。
説明をお願いいたします。
赤羽主査。

赤羽（農政課）主査 松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更について、資料
8ページをご覧ください。

まず、趣旨ですが、農振除外要件の中に、土地改良事業の完了後8年を経
過していない農振農用地は除外ができないというものがあります。ただし、
主に農業者の営む農業用という要件を満たすものについては、27号計画
を変更し、県との調整などを経ると、例外的に除外が可能な場合があります。

土地改良事業の実施状況については、資料9ページのとおりです。

資料10ページ以降、先ほどご協議いただいた案件のうち、1番、2番、
3番が該当しますので、番号①、②、③で記載をしております。

番号①、②、③については、国営中信平第二期農業水利事業の受益地であ
り、完了後8年を経過しておりませんが、地域の総合的な土地利用に問題
がなく、農業用上の土地利用への支障が軽微であると判断し、松本市の農
業の振興に関する計画（27号計画）について変更したいとするものです。

以上、27号計画の説明を終わります。ご協議をお願いします。

議長 ただいま松本市の農業の振興に関する27号計画の変更について説明があ
りました。
全員の委員の方にお伺いしますが、質問、意見等ありましたら、お出しを
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、集約いたします。
松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更について、異議なしと集約したいと思いますが、承認いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更については、異議なしと集約いたします。
それでは、今までの協議結果をまとめて事務局から報告していただきたいと思っております。

青木局長 令和4年度第2回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、協議結果を報告いたします。
農家分家5件、1,620.44平米については、やむを得ないと集約しました。
その他3件、2,256平米については、やむを得ないと集約しました。
軽微変更1件、709.86平米については、了承すると集約しました。
松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更については、異議なしと集約しました。
報告は以上です。

議長 ありがとうございます。
続いて、報告事項に入ります。
まず、ア、令和4年度第3回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてを議題といたします。
それでは、農政課の説明をお願いいたします。
田村主事。

田村（農政課）主事 すみません、着座にて失礼いたします。
資料27ページをご覧ください。
令和4年度第3回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてご報告いたします。
まず、認定農業者制度の概要についてですが、根拠法令である農業経営基盤強化促進法の一部改正により、令和2年4月1日から、2以上の市町村の区域内において農業経営を営もうとする者については、長野県知事または農林水産大臣が認定処理することとなりました。
次に、認定基準ですが、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が令和2年4月9日に告示され、所得目標が見直されました。数値については、資料の表のとおりです。
審査方法については、原則年4回審査を行い、第三者組織に当たる松本市

農業支援センター内の経営改善指導班へ意見聴取を行い、認定するものです。

では、今回、松本市長が認定した農業経営改善計画認定者は、新規の該当者はありません。

続きまして、1ページおめくりいただきまして、28ページになりますが、再認定が個人8件、法人2件、共同1件の計11件。

以上11件について、全件承認されたことをご報告いたします。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

ただいま農政課から説明がありました。

全委員の皆さんにお伺いします。何か質問、意見等ございましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。

続きまして、報告事項のイ、令和4年度第3回青年等就農計画の審査結果についてを議題といたします。

農政課の説明をお願いいたします。

小原主事。

小原（農政課）主事 農政課の小原と申します。

着座にて失礼いたします。

まず、資料29ページをご覧ください。

令和4年度第3回青年等就農計画の審査結果について報告いたします。

今回、2件の新規就農者から申請がありまして、指導班書類審査の結果、適当と認められ、認定しましたので、報告するものです。

2番の制度の概要につきましては、前回と同様となりますので、割愛させていただきます。

今回は2件とも45歳未満の青年で、農業開始からおおむね5年後に農業年間所得が250万円程度及び年間労働時間が2,000時間の実現を目指す計画であることが認められました。

一番下の3番に2名の方の氏名と地区を記載しております。

お1人目が、今井地区、〇〇〇〇さん、令和4年11月から新たに農業経営を開始されました。主な作物はリンゴとブドウです。

お2人目は、波田地区、〇〇〇〇さん、令和4年1月から新たに農業経営を開始されまして、主に有機栽培でトマトを栽培しております。

該当地区の農業委員の皆様には、新規就農者の経営確立と安定に向けましてサポートいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいま農政課から説明がありました。
全員の委員の方でお伺いしますが、何かこれにつきまして何か意見等ございましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 じゃ、なければ、本件について、ただいまの説明のとおりということで、ご承知おきをお願いいたします。
次に、報告事項のウ、令和4年度全国農業新聞普及推進の取組結果についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 30ページになります。
新聞の普及推進の取組結果につきまして、簡単にご報告させていただきます。
8月から11月を普及強調月間として取り組んでいただきました。その結果、目標普及部数97部に対しまして、27部普及していただきました。とりわけ6部普及していただきました濱委員さんをはじめ、多くの皆様に大変お世話になった結果、27部伸ばしていただくことができました。ありがとうございます。
そんな形で、また5分以上の場合は、県の奨励対象というふうなことで、後ほど規程に基づく奨励措置があるかと思いますが、よろしく願いいたします。
簡単ではありますが、報告とさせていただきます。
今後とも農業新聞の普及推進にお力添えを賜りますようお願いいたします。

議長 この件につきまして、それぞれの皆さん、大変お疲れさまでした。
何かご質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。
農業委員会の機関紙として、少しでも多くの皆様の目に触れる機会をつくっていただければありがたいと思いますので、引き続き普及推進にご協力をお願いいたします。
最後に、報告事項のエ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

まず、12月の振り返りが31ページになります。

12月12日は、会長出席でしたけれども、県の行政機関との農政懇談会が行われております。

それから、後ほど中川委員長のほうからも報告があろうかと思っておりますけれども、22、23と藤沢市のほうに行っていました。今日、この後、農業振興委員会を予定しておりますので、関係委員の皆様、よろしくお願いいたします。

32ページへ移りまして、来月の予定になります。

1月12日は、役員会を予定しております。6名の皆様、よろしくお願いいたします。

1月18日は、松塩筑安曇農業委員会協議会の農業先進地視察研修ということになります。代議員9人のうち3人が参加ということで、参加予定の方はよろしくお願いいたします。

1月19日でありますけれども、26日の農業活性化シンポジウムの事前打合せということで、波田文化センターで予定しております。関係委員の方、よろしくお願いいたします。

1月25日、農地転用現地調査ということで、丸山委員と矢嶋委員の担当になりますので、事務局のほうと打ち合わせをお願いいたします。

農業活性化シンポジウムにつきましては、後ほどご案内があります。

1月23、24は、先ほどのタブレットの関係でございます。よろしくお願いいたします。

そして、来月の総会は1月31日でございます。午前中は再生協、それから農振協議会ということで、この会場で別の会議があります。そして、お昼を挟みまして、午後、総会、それから委員研修会を予定しております。地域計画あるいは目標地図の作成に関する内容ということで、しっかりと理解していただくような形で研修を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

新年会ではありますが、感染症の状況から、なかなか全体で開催したとしても、参加する方が少ないような状況になってしまうのではないかと判断しまして、中止とします。

それで、欄外に書いてございます2月16日でございますけれども、松塩筑安曇農業委員会協議会の一番のイベント、活性化研修会があります。会場が豊科公民館ホールということになりましたが、講師としては上田市出身の落語家、立川談慶に来ていただくということになりましたが、農業に関する造詣も深いというふうに聞いておりますが、ぜひ全ての委員にご参加をいただければと思います。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

この項目について、皆さんのほうから何かご意見、ご質問ありますか。

[質問、意見なし]

議長　　これ、補佐、さっきちょっと言えばよかったんだけども、1月31日に委員の研修会やるので、そのときに今度の権利設定、農地の賃貸を農地バンクに一本化するとか、その辺の内容と下限面積の関係で、何か説明というか。4月から。ちょっとその辺の日程的なものを……

川村局長補佐　　すみません、農業委員会事務局、川村です。
下限面積の関係につきましては、ご承知の方多いかと思えますけれども、令和5年4月1日をもちまして、今、原則50アールある下限面積が撤廃されると。いわゆる1平方メートルからでも農地が購入できると規定ができるわけなんですけれども、当市のほうも、別段農用地というのを設けまして、今、新規就農とか荒廃防止の対策を行っているところなんです、先般、国のほうからも、局長通知でしたかね、早めに公示するのが望ましいよという通知が届いています。

ただ、別段農用地も、3月いっぱいまでは生きているところでして、受付が実質2月の定例会までは受けていこうかなというふうに考えています。3月の定例会で受けても、1日くらいのタイムラグで買えちゃうもんで、これはちょっと現実的ではないんですが、3月の中旬にどうしても買わなきゃいけないという少ない面積のものについては、これは受けざるを得ないんじゃないかという考えの下ですので、できましたら、公示に対する議案を2月の定例会を予定しております。その2月定例会のときに、下限面積の撤廃についてはご説明できればというふうに考えております。

ただし、またこれ、農政課のほうとの調整になるかと思うんですけれども、利用権のほうにつきましては、また改めて、本日こういったご意見を頂戴したところですので、農政課につなげまして、時期的なものにつきましては、総会の中で、どちらにしましても繰り込ませていかなきゃいけないことですので、早めの日程調整ができるような話を持っていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長　　1月に推進委員の皆さんも全部お出かけ願うということで。

川村局長補佐　　今、会長のほうからお話がありまして、1月に推進委員さんのほう来ていただけるということですので、先ほど私、2月というふうに申し上げましたけれども、受付の公示、公示に関する、いわゆる別段面積廃止しなきゃいけないもんで、それに関しては2月に行いますが、説明につきましては、ちょっと農政課のほうとも調整取って、1月の定例会の際にできるような形で、できるだけ努力してまいりたいと思ひますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

川村補佐のほうから日程について説明がありました。

やはりどうも行政は風通しが悪いもんで、なかなか、もっとこんなの早くそういう国の方針なり県の方針が出て、皆さんに理解していただければいいが、なかなか出てこない。けれども、そういうことで、今、川村補佐、できるだけ、極力、その3点について、皆さんにご理解できるだけ願うということで、また催ししたいと思いますので、また推進委員の皆さん、大変お手数ですが、また来てもらって、共同歩調を取ってほしいと思います。

この件も含めまして、立川談慶はいいよね。そういうことで、面白そうだと、またご近所を誘い、また地元から1名と1団体が表彰されますので、それを含めまして、またぜひご参加をお願いします。

この件について、皆さんのほうから何か。

倉科委員。

倉科農業委員

すみません、何も話題なければ、ちょっと言おうかと思っていたら、ちょうど会長のほうから農用地利用計画の件も出ました。そのことなんですけれども、私も松本市だけじゃない。ほかの自治体の関係する農地も借りている中で、先ほど中間管理機構に一本化されていく動きもあるというふうに説明ありましたが、松本市においては農政課で農地中間管理機構の窓口となって対応していただいているところなんですけれども、非常に時間がかかり過ぎます。私も11月の末に書類作ってほしいと頼んだものが、まだまだ一月たっても来ていません。安曇野市、例えば私、行くと、その場で待っていてくださいと言われて、15分もすれば、書類を作って持たせてくれます。

確かに登記簿確認とか、いろいろな作業があることは分かるんですけども、非常にちょっと時間的にルーズな対応が目立ちますので、ぜひその点、今後さらに農政課で引き続きやるのであれば、業務量がもっともって増えるわけですから、この点につきましては、しっかり改善してやっていただかないと、書類仕事に3か月も4か月もかかってやっているようでは、何もない方がいいんですけれども、利用権設定されないまま利用しなければいけない農地というのが現状出ておりますので、やはりこれは法律に照らし合わせるとよくないことじゃないかなと思いますので、よろしくおつなぎいただきたいと思います。

議 長

局長、そこまで本当に申し訳ないけれども、念頭に置いて、幹部の皆さん、組織の組立て自体も含めて、善後策を講じるようお願いします。

ほかにありますか。

[質問、意見なし]

議 長

じゃ、これはよろしいですかね。

それでは、報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

まず、事務局から連絡事項をお願いします。
保科主事。

保科主事

すみません、その他事項でちょっと報告させていただきます。
令和4年度の違反転用の対応についてということでお願いします。
資料等はありませんが、ちょっと口頭で説明させていただきます。
対応については、これまでと同様に適切な是正対応を行っていくものです。
該当地区の委員の皆様につきましては、本日、違反転用または違反転用が疑われる農地の調査についての依頼を開会前にお渡ししました。該当のない地区の皆様にはお渡ししていませんので、そのところ、ご了承をお願いします。

この調査は、違反転用とされている農地や、今年度の農地パトロールで新たに判明した違反転用と思われる農地についての確認をしていただくものです。

実施方法については、昨年度と同じく、農地利用最適化推進委員の皆様とも連携していただき、該当農地の確認及び写真撮影、また可能な範囲で全然構いませんので、可能な範囲で違反転用の所有者、行為者への聞き取りを行っていただければと思います。

実施方法について、何か不明な点等ありましたら、また事務局までご連絡いただきたいと思います。

報告期限なんですけれども、1月30日となっているんですけれども31日の総会のときまでで全然構いませんので、そのときまでに報告いただければと思います。

以上です。よろしくをお願いします。

議 長

そういうことで、また個別案件多くなりますので、事務局と連絡取り合いながら、それぞれ解消に向けた対応をお願いしたいと思います。

よろしいですか。何か皆さんのほうでこの案件についてありましたら、ご意見ををお願いします。

[質問、意見なし]

議 長

じゃ、それでは続きまして中川委員長から先日の視察研修の報告と来月のシンポジウムについてお願いいたします。

中川情報・研修委員長 情報・研修委員会からです。

先週の12月22、23日と、藤沢市に視察研修に行っていました。
委員15名、それから事務局2名、合計17人で行っていました。そのときのことをちょっとお時間いただいて、ご報告させていただきます。

視察の箇所は3か所です。

1か所目が、湘南藤沢地方卸売市場、湘南青果株式会社というところがやっていますが、通常の公設市場としての機能だけではなくて、独自の取組

を幾つかやっているという事案です。

1つは、ここで農業委員会という言葉が出てきたんですね。藤沢市農業委員会と、あと行政と連携して、遊休農地を活用して、湘南ブランドの野菜を自ら作っているんですね。市場を運営する会社が自ら遊休農地を借りて湘南ブランドの野菜を作っている。こういう取組です。

あと、それから大学があります。日本大学。日本大学と、これ、言葉で言えば産学連携ということになるんですが、都市型農業の活性化のための研究をいろいろなことをやっているんですね。こういうところを見てまいりました。

もう一つは、農福連携、障害者の雇用ですね。こういったところにも取り組んでいるという、こういうような事例を見てまいりました。

続いて、井出トマト農園、こちらなんですが、藤沢市と、もう一つ圃場が富士山の山麓にあります。大きく2つ圃場がありまして、それで1年間、周年を通じてトマトを作っているという、そういうことです。

ちょうど見に行ったところでは、中玉トマトと、あと違うハウスでは、房取りのミニトマト、物すごかったですね。非常にインスタ映えするようなきれいなトマトのハウス、これを見てきました。

ここの最大の特徴なんですけれども、トマト栽培そのものだけではなくて、例えば従業員の雇用関係とか、従業員の実績だとか実力だとか、そういったものまで一切合切をデータ化、あるいは数値化しているんですね。それを基に、直近の未来、つまり明日、あさって、1週間後の予測を立てているということなんですよね。この辺が一番すごかったですね。

ハウス、そんなに大きなハウスでもないんですが、3つ、4つぐらいのハウスがそこにはありました。ハウスの中にパソコンがいっぱいあるんですよ、パソコンが。トマトそのものをいじるのってそんなになくて、むしろそのパソコンでいろいろなデータを抽出してという、そういうところに専任のスタッフがいる。何人もいるというようなことで、このことにびっくりしました。単位面積当たりの金額、ちょっと金額は忘れちゃったけれども、びっくりするような高さだったというようなことです。年商が2.3億円ということなんですが、なるほど都市型の農業というのは、本当に小さい面積でどれだけ単収を上げるかというような、そういうところで、ちょっと松本ではなかなか考えにくいような、私自身非常に刺激を受けました。予定では1時間ぐらいだったんですけども、気がついたら2時間もたってましたというくらいに夢中で見させてもらいましたし、相手方の社長さんも非常に熱心にいろいろなこととお話ししてくれました。

3件目なんですが、藤沢市の農業委員会、こちら、事務局含めて8人ぐらい出ていただいて、主に農地利用の最適化の推進、こちらのことでいろいろと意見交換をさせていただきました。

その中で、とりわけ新規就農者に対するフォローとかケアの仕方、この辺でいろいろ双方にお話をする時間が長かったんですね。新規就農者、あるいは新規就農を希望する人に対するいろいろな施策というのは、正直言って松本と大差ないというか、多分松本のほうがいろいろと優れていると

思います。ただし、藤沢市の新規就農者にちょっと特徴がありまして、いわゆる親元就農者というのが少ないんですよ。農家の子弟でない人が新規参入をするパターンというのが結構多いと聞きました。過去10年で新規就農者が70人ぐらいというんで、そんな数は多くないですが、農家の子弟でない人が新たに参入するというパターンが非常に多い。その方というのは、高学歴だとか、大企業に勤めていた人とか、何かどこかで経営者だった人が農業にも挑戦するとか、そういうようなことで、初めて農業に参入するというようなパターンが非常に多いようで、かつ、やめる人が少ないというようなのも特徴として挙げられる。

そういう方々が新規就農するに当たっての窓口は、市役所の農政関係なんですけど、初めから農業委員会が絡むというような仕組みが出来上がっているみたいなんです。新規参入するに当たって、営農計画面談会というのがあるんですけど、この中に、しっかりもう農業委員がそこに入っているというようなことだったもんですから、新規就農者が就農するに当たって、それから就農してから後、農業委員が緻密にフォローするというような仕組みが出来上がっているというところは、「なるほど、そうか」ということを考えさせられたというのもありました。

あと、それからちょっと余談になるんですが、この藤沢市の農業委員会があるところは、藤沢市役所ですね。この藤沢の市役所というのが、実はびっくりするような、もうどこかの大企業のごっついビルみたいな、そんなところだったんですよ。9階がたしか展望ホールみたいになっていて、市民の憩いの場じゃないですけども、ただの市役所の業務だけではなくて、市民が勝手に集まる場みたいな、そんな位置づけみたいなものがあるように感じました。すごく立派な建物でした。松本市も、市庁舎移設の計画の案件なんかあつたりしますけれども、松本も藤沢みたいだったらいいのにな、みたいなことをちょっとだけ思ったりもしたということがありました。

非常に全体通して都市型の農業というものはこういうものなんだよというのをいろいろなところから見させてもらって、非常に刺激になったし、参考になったと私は思っています。

ただ、ちょっと反省点もありまして、まず時期がなかなか参加しづらい時期であったということと、あと、それからこういう感染症の状況の中で、多くの方が参加いただくというのもなかなか難しいことではあるんですけども、ただ、視察研修という農業委員会の場ですので、例えば毎月ある今日みたいな定例総会は、基本全部の委員さんの参加というのがありますので、今後のこういう視察研修なんかも、本当は全員参加であればいいなと、そんなような反省点もありましたので、その辺はまた今後にかかしていきたいと思っております。

あと、最後にすみません。別件で、また情報・研修委員会のほうで企画していますこの農業活性化シンポジウム、これ、チラシをそれぞれ置かせていただいています。

これ、春のうちから情報・研修委員会のほうでこういうのを考えておりま

す。来年の1月26日、波田のアクトホールでシンポジウムをやります。テーマは「みどりの食料システム戦略について」です。講演があります。2つですね。前半が「みどりの食料システム戦略の概要について」ということで、これ要はみどりの食料システム戦略の入り口の話ですね。これを関東農政局の人からお話をいただきます。後半は、このみどりの食料戦略、いろいろテーマありますけれども、その中の1つ「オーガニックマーケット戦略」ということで、これはこっちのほうの専門家の方ですね。アジア農業株式会社の〇〇さんという方、この方にお話をさせていただく予定です。

このチラシを、12月のうちにこういうことをやりますのでということで、ハイランド農協の三村委員さんと、あとそれからあづみ農協については二村委員さんのところを直接お訪ねして、ぜひご参集、お誘いくださいというふうなことをご案内、お願いに上がった次第です。

本当は、それぞれもう動員をお願いしますというところまでやればいいんですけども、実際はなかなかそうもいかないということで、たくさんのご参加をお待ちしていますということになっているんですが、今のところ、実は事務局に申込みが来ているのって、まだ20人ぐらいだそうなんですよね。このアクトホールというところが、着席で260ぐらいということなものですから、できれば我々委員と、それから参加される方で150ぐらいは行きたい。そのくらいであれば、ちょっと格好つくんですけども、今のところ、ちょっと人数足りないなというようなことも正直ありますので、チラシを皆さんそれぞれ持ち帰っていただいて、ご近所の方とか、いろいろの皆様のネットワークの中で、これ、ぜひ参加してくださいだけではなくて、申込んでくださいというようなことで、ぜひお願いしたいと思っております。

申込方法は、事務局に問い合わせさせていただいてもいいですし、ここにQRコードありまして、申込みのフォーム出てきますので、ここに入力していただいたら、申込みということになりますので、ぜひ皆さん、ご協力をいただいて、盛況にこのシンポジウムをやりたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

じゃ、意のあるところをお酌みいただいて、前向きにぜひお願いします。事務局、連絡。

板花局長補佐

事務連絡ということでお願いいたします。

先ほど出てきましたけれども、タブレットの話ですとか、あるいは来月のシンポジウムの話ですとか、本日ちょっと推進委員さん見えてない方もいらっしゃると思います。またつないでいただくと大変助かるかなと思います。

また、資料等につきましても、今日差し替えとかがありましたし、またつないでいただければ、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

議 長 お疲れさまでした。
その他、皆さんのほうで。
じゃ、細江委員。

細江農業委員 農業シンポジウムですけれども、委員も個々に申し込むということなんですか。それとも、委員は……

川村局長補佐 この前の通知に記載させていただいたかもしれないんですけれども、基本的には全員出席していただきたいと。逆に、総会と一緒に、欠席される方はご連絡いただきたいと、その方向でお願いしたいと思います。
中川委員長も申し上げましたとおり、非常に皆さんの数を期待しておりますので、ぜひともご出席のほどよろしくお願ひしたいと思います。
以上です。

議 長 ほかに何かありますか。

[質問、意見なし]

議 長 以上、本件の案件は全て終了いたしました。
円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。
議長を退任させていただきます。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____ 田 中 悦 郎

議事録署名人 9 番 _____ 丸 山 茂 実

議事録署名人 10 番 _____ 矢 嶋 壽 司